



J.A. Del Río

Certified Public Accountants

Helping companies do business in Latin America®



メキシコにおける 会計の概要

2018年3月

J.A. Del Rio アジア市場担当

李琪文(April Lee)



J.A. Del Río

Certified Public Accountants

Helping companies do business in Latin America

ラテンアメリカでのビジネスをサポートします

テーマ

- **1:** メキシコに拠点を設立するタイミング
- **2:** 法人税と配当金源泉徴収税
- **3:** 付加価値税 (VAT)
- **4:** 福利厚生と銀行関連
- **5:** 納税申告資料の作成





J.A. Del Río

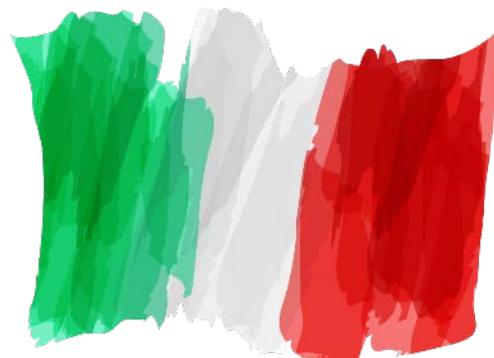
Certified Public Accountants

Helping companies do business in Latin America[®]

1

メキシコに拠点を設立 するタイミング

メキシコで工場/会社を 正式設立する前に...



- 製品は直接に日本や他の国からメキシコの顧客側に輸入。(顧客はメキシコでライセンスを持つ輸入業者)
- 提供されるサービスは税法に準拠する。
- 一般的には、従業員がメキシコへ派遣されクライアントにサービスを提供する期間が、年に6ヶ月(183日)未満であれば、税務上の問題はない。
- メキシコに拠点を設置する必要性について、是非専門家の分析とアドバイスを参考してください。

メキシコに拠点を 設立するベストタイミングは？

- 下記のポイントはメキシコで拠点を設立すべきタイミング：
 - クライアントが仕掛在庫の最小化を追求し、長期にわたる納期や輸入の問題に対処したくない。
 - メキシコで現地従業員を雇用する必要がある。
 - 外国企業との取引はあまり好まないメキシコ政府機関への販売を考える。





J.A. Del Río

Certified Public Accountants

Helping companies do business in Latin America®

2

法人税
配当金源泉徴収税

法人税の概要

- メキシコの法人税率は30%、年度申告は翌年の3月末に提出。
- メキシコでは控除額の要件を厳格に確認するので、適切な税金請求書を取得することが非常に重要。
- インフレーション調整がメキシコに適用。インフレーション損益を調整する必要あり。（メキシコではインフレ調整がある）



J.A. Del Río

Certified Public Accountants

Helping companies do business in Latin America

ラテンアメリカでのビジネスをサポートします

配当金源泉徴収税

メキシコ法律により、配当金にかかる源泉徴収税は10%

- 2014年以前の利益配当金は源泉徴収税に課せられない。
- メキシコの源泉徴収税は、個人または海外株主に支払う配当金に適用され、他のメキシコ会社が株主である場合には適用されない。
- メキシコ対日本租税条約によると、最高税率が15%。メキシコ会社の25%株式を保有していた場合、税率が**5%**に変わり、また特殊条件を満たすと税率が**0%**になる場合もある。





J.A. Del Río

Certified Public Accountants

Helping companies do business in Latin America[®]

3

付加価値税(VAT)



J.A. Del Río

Certified Public Accountants

Helping companies do business in Latin America[®]

ラテンアメリカでのビジネスをサポートします

付加価値税(VAT)

- VATは最終消費者に対する間接税であり、日本でいう消費税。企業がキャッシュフロー・ベースで管理する。
- メキシコの基本税率は**16%**で、商品やサービスを輸出した場合の税率は**0%**。



J.A. Del Río
Certified Public Accountants

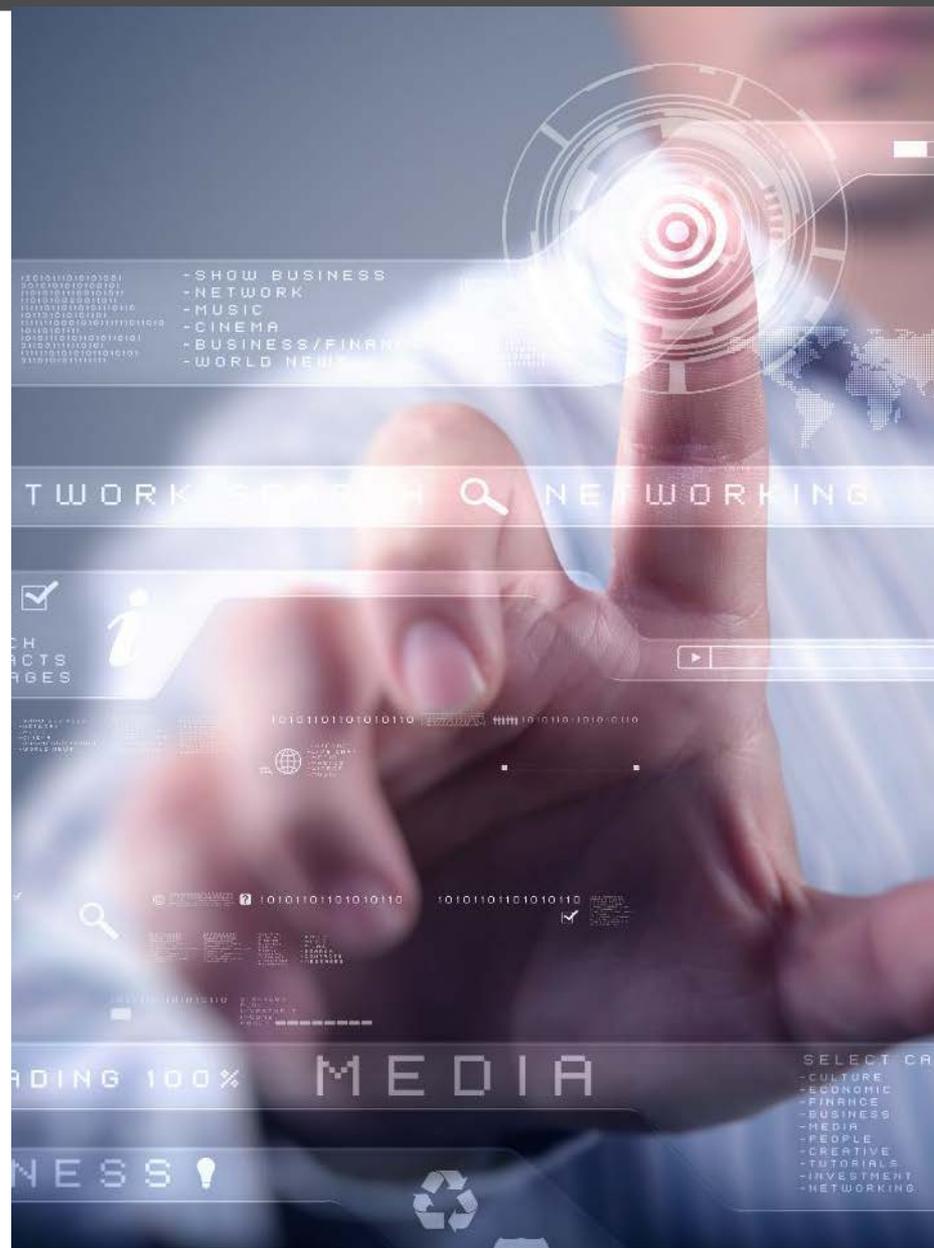
Helping companies do business in Latin America®

ラテンアメリカでのビジネスをサポートします

付加価値税(VAT)

次のいずれかの場合、VATが発生する：

- 商品の販売
- 商品の輸入
- 商品のリース
- サービスの提供





J.A. Del Río

Certified Public Accountants

Helping companies do business in Latin America[®]

ラテンアメリカでのビジネスをサポートします

付加価値税(VAT)

- 毎月の納税の際、収集された付加価値税と支払われた付加価値税とを比較し、差額を政府に支払う。
- 商品を輸出する場合の税率は0%なので、支払い済みのVATを他の税金と相殺または還付請求を行うことができる。



J.A. Del Río

Certified Public Accountants

Helping companies do business in Latin America®

4

福利厚生と銀行関連



J.A. Del Río

Certified Public Accountants

Helping companies do business in Latin America®

ラテンアメリカでのビジネスをサポートします

労働者利益分配金(PTU)

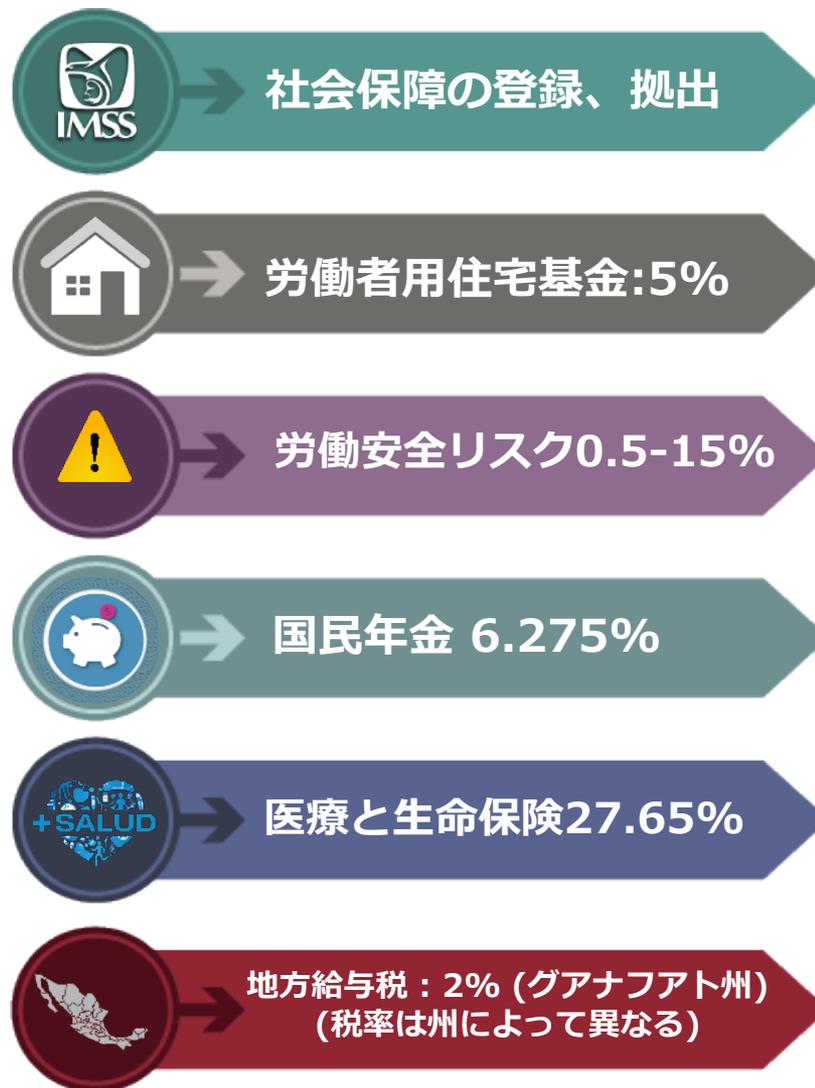
メキシコ企業は、従業員(最高経営責任者以外の全員)に税引前利益の10%を支払う義務がある。その額は翌年、控除可能。

PTUをできる限り減額する方法について、法律と会計顧問までご相談ください。



社会保障と 他の給与税

雇用者には福利厚生、手当等の支払義務が発生する。



銀行

メキシコには、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、BBVA、HSBC、スコシアバンクなどの国際的な金融機関がある。メキシコの内外にお金の流れを制限する金銭的なコントロールはないが、為替レートは市場によって変動するので注意が必要。



企業管理システムに応じて、メキシコで決済プロセスの仕組みを確立し、オンラインバンキングを通じて日本親会社から管理することが可能。

どの銀行を使うかを決定することは非常に重要。口座開設時、法人代表者の本人確認書類の必要事項は銀行によって異なる。



J.A. Del Río

Certified Public Accountants

Helping companies do business in Latin America[®]

5

納税申告資料の作成



納税申告資料の作成

SAT(メキシコのメキシコ国税庁)が納税者の会計資料を得るために、口座カタログと標準口座番号を確立するシステム。全資料は専用ソフトウェアで作成し、SATのリクエストに応じて当庁のウェブシステムにアップロードする。XMLバージョンが標準形式。

納税者の義務は、次の資料を電子化して SAT に提供すること:

- 勘定科目表
- 試算残高 (毎月)
- 国税庁からの要請で、他の電子会計資料



J.A. Del Río

Certified Public Accountants

Helping companies do business in Latin America®

ラテンアメリカでのビジネスをサポートします

ご清聴ありがとうございました。

Chi Wen Lee

Client Success Asia Desk

chiwen.lee@jadelrio.com

J.A. Del Río, S.A. de C.V.

contacto@jadelrio.com



J.A. Del Río

Certified Public Accountants

Helping companies do business in Latin America®

Mexico City • Guadalajara • Monterrey • León • Bogotá

www.jadelrio.com



AVISO IMPORTANTE: se prohíbe la reproducción o transmisión total o parcial de la información contenida en esta publicación por cualquier forma o medio, ya sea electrónico o mecánico, incluyendo la fotocopia, grabación o el uso de cualquier sistema de almacenamiento y recuperación de información, sin el permiso previo y por escrito del editor.

www.jadelrio.com